



足場の組立て等 作業主任者技能講習

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場または高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業を行うには、

事業者は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、各作業区分に応じて作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければなりません。

作業主任者の主な役割

- 01 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと
- 02 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- 03 作業の方法及び作業者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること
- 04 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること

受講資格

満18歳に達してからの足場の組立て、解体または変更の作業に3年以上従事した経験[※]を有する方（事業者証明が必要）

※実務経験期間に平成29年7月1日以降を含む場合は特別教育修了証（実施証明書）が必要です。

コース	日時／時間	受講料金
Q	2日／13時間(学科)	21,000円

■ お問い合わせ

尼崎教習センター

〒660-0086 兵庫県尼崎市丸島町 46-1

TEL.06-6413-3010 [電話受付時間 9:00 ~ 17:00]



▲日程の確認はこちら



足場の組立て等作業主任者技能講習

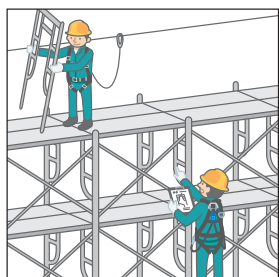
資格の区分

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場または高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体または変更の各作業場所で直接指揮し、監視する作業主任者

足場は、建設工事における高所作業になくてはならない仮設の作業設備です。マンション、住宅などの建設、改修、塗装などの高所作業では、作業をするための足場を前もって組み立てておく必要があります。また、作業時の安全対策を図り労働災害を防止することがとても重要です。事業者は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、各作業区分に応じて作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければなりません。また、足場の組立て等作業主任者は、作業の直接指揮等を行う者であり、高さ5メートル以上の足場の組立て等の作業ごとに1名選任する必要があります（作業主任者について：労働安全衛生法第14条、足場の組立て等作業について：労働安全衛生法施行令第6条第15号）。



主な機器の種類



主に使用する業種



建設・土木工事業



解体工事業



板金・塗装業



看板工事業



整備サービス業



リース・レンタル業 他

足場の組立て等作業主任者 技能講習



助成金対象

科 目				
学 科				
内 容	作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令
時間	7	3	1.5	1.5
時間	○	○	○	○